

令和3年 第5回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和3年5月11日(火) 午後1:30~2:00

2. 場 所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (8人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 将行
委員	1	田守 和人
委員	3	下村 勇一郎
委員	4	工藤 勉
委員	5	荻沢 功
委員	6	橋端 哲美
職務代理	7	谷地村 久人
委員	8	佐藤 哲

4. 欠席委員 (2人) 2番長井進、9番佐々木久美子

5. 会議書記 事務局主事 服部 奨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第 1号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地等の利用状況報告の受理について

日程第4 議案第11号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

日程第5 議案第12号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第6 議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(令和3年第5回総会)

議長	会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、4番工藤委員にお願いします。
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は8名で、定足数に達しておりますので、これより令和3年第5回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には5番荻沢委員並びに7番谷地村委員を指名いたします。
議長	次に日程第2諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりありますが、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(日程第2諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に日程第3報告第1号、農地法第6条第1項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。 2ページをお開きください。 農地法第6条第1項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について、説明いたします。 このことについて、農地法第6条第1項の規定に基づく農地等の利用状況報告書を別紙のとおり受理したので報告いたします。 解除条件付きの賃貸借、使用貸借をした個人または法人は毎事業年度の終了後3ヶ月以内に農地等の利用状況報告書を農業委員会に提出することになっております。 令和2年度は有限会社平蔵建設1社の報告です。 農地の所在、地目、面積、作物の種類、生産数量などについては、3ページから6ページの内容となっております。 以上、報告を終わります。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。

	<p>次に日程第4、議案第11号、農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>7ページをお開きください。</p> <p>日程第4 議案第11号農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてご説明いたします。</p> <p>農地所有適格法人は農地法第6条第1項の規定に基づき、農業委員会に報告することとなっています。</p> <p>その報告は、農地法施行規則第58条第1項により、毎年、事業年度の終了後3か月以内と定められています。</p> <p>今回は青森農産株式会社、株式会社山の郷から農地所有適格法人報告書の提出がありました。</p> <p>青森農産株式会社については8ページから10ページの農地所有適格法人要件確認書において、すべての要件を満たしているものであります。</p> <p>11ページから13ページに農地所有適格法人報告書の写し、14ページから20ページに定款の写しを添付してありますので参考に願います。</p> <p>株式会社山の郷については21ページから23ページの農地所有適格法人要件確認書において、すべての要件を満たしているものであります。</p> <p>24ページから26ページに農地所有適格法人報告書の写し、27ページから31ページに定款の写しを添付してありますので参考に願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第11号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第11号は原案のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に日程第5、議案第12号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号9号の審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>32 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 5 議案第 12 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定により、別紙申請書のとおり申請があつたので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は、売買の 1 件です。</p> <p>33 ページをお開きください。</p> <p>議案第 12 号、受付番号 9 号の申請は、譲渡人が村外に住んでいて労働力不足より、農地を手放したいと考えていたところ、譲受人が事業規模拡大を考えていたことで両者の意思が一致し、申請されたものです。譲受人は、農地取得後、田として利用することです。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりです。</p> <p>33 ページに議案書の写し、34 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、35 ページに許可申請書の写し、36 ページに位置図、37 ページに現況写真を添付してありますので、参考にしてください。</p> <p>以上、受付番号第 9 号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を <u>6番橋端委員</u> から報告を求めます。
事務局	<p>譲受人は、経営規模拡大をして農業経営の安定を図りたいと考えていたので両者の意思が一致し、申請されたものです。</p> <p>利用状況からみて、特段問題無いと考えます。</p> <p>また、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。座ったまま失礼します。</p> <p>議案第 12 号、受付番号 9 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号 9 号の申請地は、譲渡人が他町村に住んでいて、労働力不足により買い手があれば農地を手放したいと考えていました。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 12 号、受付番号 9 号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>

	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第12号、受付番号9号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第6議案第13号</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について議題いたします。</p> <p>受付番号22号、整理番号3の22号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>38ページをお開きください。</p> <p>日程第6、議案第13号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のとおりの農用地利用集積計画の決定について、意見を求めるものです。</p> <p>受付番号22号、整理番号3の22号について説明いたします。</p> <p>令和3年4月23日付けで新郷村長から農用地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件は、43ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが必要になるため、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、39ページ議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は5年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。40ページは、新郷村長からの協議文書、41ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、42ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、43ページに農用地利用集積計画の写し、44ページに位置図、45ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、受付番号22号、整理番号3の22号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番佐藤委員から報告を求めます。
事務局	<p>座ったまま失礼します。</p> <p>議案第13号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第13号、受付番号22号、整理番号3の22号の申請地は畠であります。</p> <p>申請地は、所有者が労働力不足で耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。借り受け後は、農地中間管理機構から借り受け人に、畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われま</p>

	<p>す。また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に、議案第13号受付番号23号、整理番号3の23号について審議に付します。</p> <p>受付番号23号、整理番号3の23号7番については、7番 谷地村委員が、利害関係人となっている事案でありますので、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限により、当該事案の審査開始から終了まで7番、谷地村委員は退室してください。</p> <p>(谷地村委員、退室)</p> <p>それでは事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>受付番号23号、整理番号3の23号について説明いたします。</p> <p>令和3年4月23日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>50ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している一括方式になっておりますので、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、46ページ議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は5年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。</p> <p>47ページは、新郷村長からの協議文書、48ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、49ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、50ページに農用地利用集積計画の写し、51ページに位置図、52ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、受付番号23号、整理番号3の23号の説明を終わります</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番佐藤委員から報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第13号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第13号、受付番号23号、整理番号3の23号の申請地は畠であります。</p> <p>申請地は、所有者が労働力不足で耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p>

	<p>借り受け後は、農地中間管理機構から借り受け人に、畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に、議案第13号 受付番号24号、整理番号3の24号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>受付番号24号、整理番号3の24号について説明いたします。</p> <p>令和3年4月23日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>57ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している一括方式になっておりますので、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、53ページ議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。54ページは、新郷村長からの協議文書、55ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、56ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、57ページに農用地利用集積計画の写し、58ページに位置図、59ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、受付番号24号、整理番号3の24号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番佐藤委員から報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第13号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第13号、受付番号24号、整理番号3の24号の申請地は畠であります。</p> <p>申請地は、所有者が労働力不足で耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。借り受け後は、農地中間管理機構から借り受け人に、畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>

議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 次に、議案第13号受付番号25号、 整理番号3の25号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	60ページをお開きください。 受付番号25号、整理番号3の25号について説明いたします。 令和3年4月23日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。 64ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している一括方式になっておりますので、公告して権利移動します。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、60ページ議案書記載のとおりであります。 また、設定期間は5年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。61ページは、新郷村長からの協議文書、62ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、63ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、64ページに農用地利用集積計画の写し、65ページに位置図、66ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。 以上、受付番号25号、整理番号3の25号の説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番橋端委員から報告を求めます。
事務局	議案第13号の現地調査の結果を報告します。 議案第13号、受付番号25号、整理番号3の25号の申請地は田であります。 申請地は、所有者が労働力不足で耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。借り受け後は、農地中間管理機構から借り受け人に、田として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと考えます。 以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。

	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に、議案第13号受付番号26号、整理番号3の26号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>67ページをお開きください。</p> <p>受付番号26号、整理番号3の26号について説明いたします。</p> <p>令和3年4月23日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>71ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している一括方式になっておりますので、公告して権利移動します。農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、67ページ議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は5年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。68ページは、新郷村長からの協議文書、69ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、70ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、71ページに農用地利用集積計画の写し、72ページに位置図、73ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、受付番号26号、整理番号3の26号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番橋端委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第13号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第13号、受付番号26号、整理番号3の26号の申請地は畠であります。</p> <p>申請地は、所有者が労働力不足で耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。借り受け後は、農地中間管理機構から借り受け人に、畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)

議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に、議案第13号受付番号27号、整理番号3の27号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>受付番号27号、整理番号3の27号について説明いたします。</p> <p>令和3年4月23日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>78ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している一括方式になっておりますので、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、74ページ議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。75ページは、新郷村長からの協議文書、76ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、77ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、78ページに農用地利用集積計画の写し、79ページに位置図、80ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、受付番号27号、整理番号3の27号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番佐藤委員から報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第13号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第13号、受付番号27号、整理番号3の27号の申請地は田であります。</p> <p>申請地は、所有者が労働力不足で耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。借り受け後は、農地中間管理機構から借り受け人に、田として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に、議案第13号受付番号28号、整理番号3の28号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>8 1 ページをお開きください。</p> <p>受付番号 28 号、整理番号 3 の 28 号について説明いたします。</p> <p>令和 3 年 4 月 23 日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>8 5 ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している一括方式になっておりますので、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、8 1 ページ議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は 10 年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。8 2 ページは、新郷村長からの協議文書、8 3 ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、8 4 ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、8 5 ページに農用地利用集積計画の写し、8 6 ページに位置図、8 7 ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、受付番号 28 号、整理番号 3 の 28 号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を 7 番佐藤委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第 13 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第 13 号、受付番号 28 号、整理番号 3 の 28 号の申請地は畠であります。</p> <p>申請地は、所有者が労働力不足で耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。借り受け後は、農地中間管理機構から借り受け人に、畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に、議案第 13 号受付番号 29 号、整理番号 3 の 29 号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>8 8 ページをお開きください。</p> <p>受付番号 29 号、整理番号 3 の 29 号について説明いたします。</p> <p>令和 3 年 4 月 23 日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見</p>

	<p>を求められているものです。</p> <p>92ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している一括方式になっておりますので、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、88ページ議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定であります。</p> <p>89ページは、新郷村長からの協議文書、90ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、91ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、92ページに農用地利用集積計画の写し、93ページに位置図、94ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、受付番号29号、整理番号3の29号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番橋端委員から報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第13号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第13号、受付番号29号、整理番号3の29号の申請地は畠であります。</p> <p>申請地は、所有者が労働力不足で耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。借り受け後は、農地中間管理機構から借り受け人に、畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に、議案第13号受付番号30号、整理番号3の30号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>95ページをお開きください。</p> <p>受付番号30号、整理番号3の30号について説明いたします。</p> <p>令和3年4月23日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>99ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手</p>

	<p>が決定している一括方式になっておりますので、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、95ページ議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。96ページは、新郷村長からの協議文書、97ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、98ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、99ページに農用地利用集積計画の写し、100ページに位置図、101ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、受付番号30号、整理番号3の30号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番橋端委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第13号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第13号、受付番号30号、整理番号3の30号の申請地は田であります。</p> <p>申請地は、所有者が労働力不足で耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は、農地中間管理機構から借り受け人に、田として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと考えます。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に、議案第13号受付番号31号、整理番号3の31号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>102ページをお開きください。</p> <p>受付番号31号、整理番号3の31号について説明いたします。</p> <p>令和3年4月23日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>106ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している一括方式になっておりますので、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営</p>

	<p>面積等について、102ページ議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は20年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。103ページは、新郷村長からの協議文書、104ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、105ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、106ページに農用地利用集積計画の写し、107ページに位置図、108ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、受付番号31号、整理番号3の31号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番橋端委員から報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第13号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第13号、受付番号31号、整理番号3の31号の申請地は畠であります。</p> <p>申請地は、所有者が労働力不足で耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。借り受け後は、農地中間管理機構から借り受け人に、畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第13号受付番号21号から31号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第13号は原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和3年第5回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 3年 5月 11日

議 長 日向 將行

署名者 萩沢 功

署名者 谷地村 久人